

浸水低地改良資金貸付基準要綱

この要綱は、川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程（平成22年水道局規程第61号）第17条の規定に基づき、浸水低地改良資金貸付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 家屋及び土地が、次の各号のすべてに該当する場合は、貸付けを受けることができる。

- (1) 降雨のときに20センチメートル以上の浸水がある家屋
- (2) 道路面より低く、常に浸水する家屋
- (3) 排水計画をもって浸水を解消することができない家屋
- (4) 貸付対象敷地面積の基準は230平方メートル以下であること。
- (5) 建築確認済みの家屋であること。

2 家屋及び土地が、前項の条件を満たす場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を受けることができない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく法令及び条例に違反して建てられた違法建築物
- (2) 正当な権限又は正当な事由に基づかず、川崎市の管理する道水路敷を占用している場合
- (3) 側溝等により排水ができる家屋又は土地
- (4) 係争中の土地又は家屋
- (5) 営利を目的としている家屋

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。